

PCB 特別措置法に基づく行政処分等の実施について

令和 3 年 2 月
環境省廃棄物規制課

1. 今後の対応に係る基本的考え方について

- 現在、北九州・大阪・豊田事業エリアの各府県市において、地方環境事務所や JESCO 等の関係機関と協力しつつ、処分期間内に適法な委託契約に至るよう指導を行っている。
- 同時に、既に複数の事案に関し、年度明けの行政処分が高い確率で見込まれる状況にあることから、一部の府県市では、行政処分の実施を見据えた具体の準備を進めている。
- さらに、代執行の実施に至った場合には、環境再生保全機構及び JESCO が実施する PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援を受けることができることから、その申請等の手続きも必要となる。
- 行政処分の実施に当たっての考え方については、平成 30 年 7 月 31 日付け通知等により既にお示ししているところだが、今般の状況も踏まえ、各府県市を始めとする関係機関の今後の対応に係る基本的な考え方について、改めて下記のとおりお示しする。
- 各府県市におかれては、下記の考え方を踏まえつつ、個別の事案の対応に関しては、引き続き各地方環境事務所及び JESCO 各営業担当と緊密に連携を取って進めていただきたい。特に来年度の対応については、計画的処理完了期限までに確実に処分委託を終了するという観点から、適切に判断するようお願いする。対応に当たって判断に迷う点等があれば、早期に各地方環境事務所に問い合わせいただきたい。
- また引き続き着実な処理の実施に向けて、掘り起し調査及び最終通知のフォロー調査を実施いただきたい。

(1) 今年度中（処分期間内）の対応

- 全ての未契約事業者に関し、年度内のできる限り早期に JESCO との委託契約を締結すべく、全ての関係機関が連携して適切な取組を実施。
- 同時に、各府県市は、年度明け早々の改善命令の実施を見据えて、PCB 特別措置法第 10 条第 1 項に違法する場合改善命令の対象となること等について未契約事業者に対して文書で通知。
- 各府県市において、保管事業者に対する助言や指導の経過について記録を作成。
- 未契約事業者等に対しては、各府県市において報告徴収・立入検査を実施し、対象となる PCB 廃棄物の情報（種類、重量、性状、破損の有無等）について正確な情報を把握。
- 行政処分の対象となる個々の事案について、各府県市において、地方環境事務所と緊密に連携し、来年度の具体の対応について時系列で必要な対応を整理・準備。

(2) 来年度の対応

① PCB 特別措置法第 10 条第 1 項違反状態の事業者

- 各府県市において速やかに改善命令に必要な手続きを開始（早期に最初のステップである行政手続法に基づく弁明の機会の付与を実施）。
- 並行して、代執行せざるを得なくなる事態を想定し、PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始（申請窓口となる JESCO 本社 PCB 処理営業部管理課に連絡）。

② 契約後処理料金未払い等の事業者

- 処分委託契約の約款上、処理料金の支払い期限日までに保管事業者から料金の支払いがない場合、JESCO から当該契約を催告なしに解除できる旨の条項が存在する場合には、契約解除後は、処分委託契約を締結していない状態に戻る。また、収集運搬契約の締結等を契約発効の条件とする旨の条項が存在する場合には、処分委託契約の締結後も、当該条件が全て満たされたことが契約当事者間で確認されない限り、委託契約は発効しない。
- 料金未払いの事業者に対しては、支払い期限前に、各府県市から当該事業者に対して、期限までに料金の支払いがなく契約が解除された場合は改善命令を発出することについて、できる限り書面により確実に伝達。
- その上で、期限までに料金の支払いがない場合には、JESCO において直ちに契約が解除されることから、各府県市においてすみやかに改善命令の手続きを開始。その後の対応は①に準じて実施。

③ 保管事業者が不存在又は不明の場合

- PCB 特別措置法第 13 条第 1 項に基づく公告の手続きを直ちに開始。終了後、代執行の手続きを開始。
- 公告の実施に並行して、代執行の実施に備え、PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始（申請窓口となる JESCO 本社 PCB 処理営業部管理課に連絡）。

④ 新規発覚の場合

- 来年度中に新規発覚した事案に対しては、保管事業者が JESCO に処分を委託する意向を有しているか確認の上、意向が認められない場合は直ちに改善命令又は代執行の手続きを開始。その際、改善命令の履行期限、公告の期間等については、計画的処理完了期限までに残された期日及び必要な手続きに応じ、適切な期限を設定。
- また、代執行せざるを得なくなる事態を想定し、PCB 廃棄物処理基金を活用した財政的支援の申請に関し事前調整を開始（申請窓口となる JESCO 本社 PCB 処理営業部管理課に連絡）。
- 発覚の時期によっては、保管事業者の存否に関わらず、PCB 特別措置法第 13 条第 1 項

第3号の規定を適用し、「いとまがないとき」として直ちに代執行に着手することについて、計画的処理完了期限までに確実に処分委託を終了するという観点から個別に判断。

2. 行政処分等を行うに当たっての留意事項について

- 来年度以降に安定器・汚染物等に係る行政処分等を行うに当たり、特に留意いただきたいと考えている事項について情報提供する。
- この内容については追って通知としてお示しすることを予定しているため、それ以降は当該通知を参照いただきたい。

(1) 安定器に係る改善命令の要件について

- 「PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル」に基づいて実施した掘り起こし調査等により「疑いのある物」と解される場合は、事実上その内部に封入された絶縁油の分析が不可能であることから、当該安定器を製造した者から提供される情報によって高濃度 PCB 廃棄物であるかを確認することが必要であり、当該情報による確認ができない場合には改善命令の法定要件を満たさないと解すべきである。
- この点、力率測定等のコンデンサーの有無を判別するにとどまる方策のみでは、絶縁油が PCB を含むか否かについての疑念が残るため、当該要件に適合すると判断することは困難と考える。
- なお、上記の「疑いのある物」と解される場合であって、当該情報により高濃度 PCB 廃棄物であることが確認できない物については、PCB 廃棄物である蓋然性が高いものであるため、その確実かつ適正な処理を担保する観点から、引き続き JESCO への処分委託を指導いただきたい。

(2) 搬入調整に伴う改善命令の考え方について

- 別途通知しているとおり、調整の結果として、保管事業者の責によらず JESCO に処分を委託できないこととなる安定器・汚染物等については改善命令の対象とすべきでないが、その状況が解消されたにもかかわらずなお処分を委託しない場合は、当然にその要件を満たすものである。

(以上)